# 鎌倉市監查委員公表第1号

地方自治法第 199 条第 5 項及び同条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果報告を公表します。

令和5年(2023年)10月17日

 鎌倉市監査委員
 八木
 隆太郎

 同
 大石
 和久

## 令和5年度 監査結果報告書

## 1 監査の種類

財政援助団体等監査及び同監査の実施に伴う随時監査

### 2 監査の対象

- (1) 対象団体 公益社団法人鎌倉市観光協会
- (2) 担当部局 市民防災部観光課

#### 3 監査の結果

良好に執行されていることを確認した。

### 4 監査の実施方法

- (1) 監査の根拠 地方自治法第 199 条第 5 項及び第 7 項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。
- (2) 監査の実施期間 令和5年(2023年) 4月7日から令和5年(2023年) 9月29日まで。
- (3) 監査の範囲
  - ア 対象団体が行った令和4年度の市補助金等に係る出納その他の事務
  - イ 担当部局が行った令和4年度の対象団体への補助金その他財政的援助に係る事務 及び対象団体に対する指導・監督業務
- (4) 監査の実施内容

監査に当たっては、事務が適正に執行されているか否かについて関係者から説明を 聴取するとともに、関係書類の調査及び現地調査を行った。